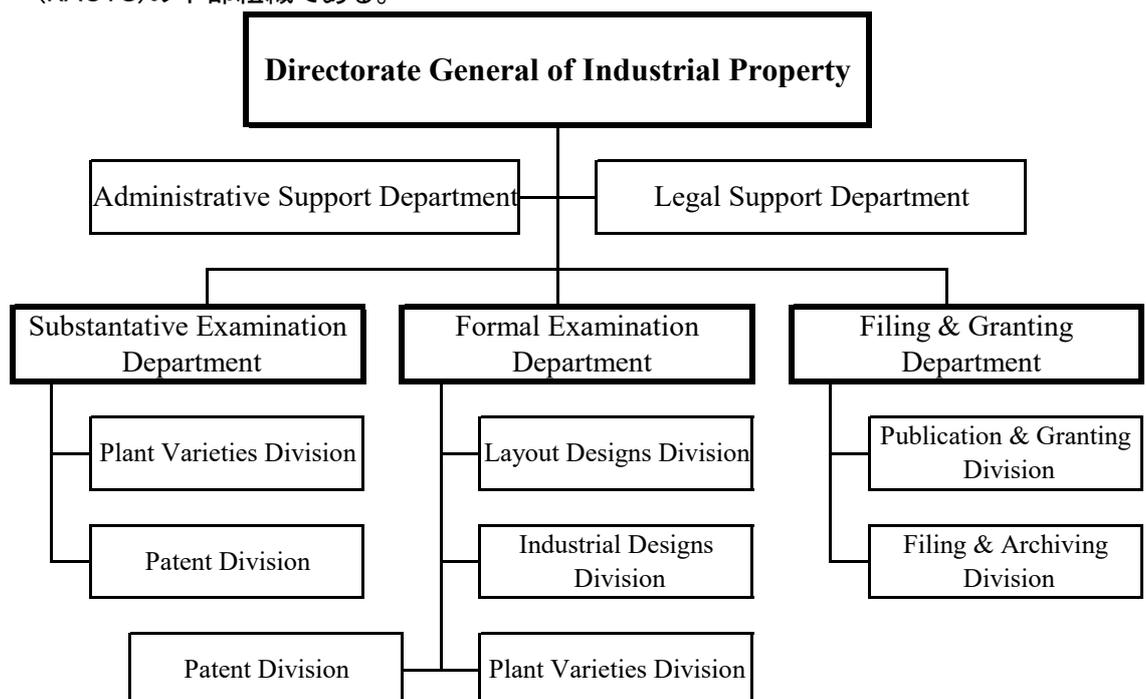


①国名	Kingdom of Saudi Arabia (SA) (サウジアラビア王国)				
②名称	Saudi Authority for Intellectual Property (SAIP)				
③所在地	As Sahafah, Olaya St. 6531, 3059 Riyadh 13321 Saudi Arabia				
④連絡先	(電話)(966-11) 280 12 21 (FAX)(966-11) 280 60 02 (E-mail) saip@saip.gov.sa (internet) http://www.saip.gov.sa				
⑤組織の長	CEO, Saudi Authority for Intellectual Property: Dr. Abdulaziz Al-Swailem				
⑥沿革	<p>(1) 1989年特許法はサウジアラビア王国の最初の特許法である。新法の発効日(すなわち1989年5月18日)前には、サウジアラビアには特許の付与又は登録の制度は存在しておらず、発明については公報並びに(必要に応じて)アラビア語及び英語の日報新聞紙に警告文を掲載することによってある程度の保護しか受けることができなかった。</p> <p>(2) 1989年特許法は、10/6/1409H日付(1989年2月17日に相当)M38勅令により公布され、1989年5月18日に発効した。</p> <p>(3) 最新の知財法は、サウジアラビア特許法(特許、集積回路の配置設計、植物品種及び工業意匠に関する法律、2004年9月6日施行)、特許規則(2004年12月26日施行)、及び商標法(2003年3月1日施行)、及び商標法(2003年3月1日施行)、商標規則(同)である。</p> <p>(4) サウジアラビアは、湾岸協力会議(GCC)の加盟国である。</p>				
⑦所管	特許権、意匠権、商標権、著作権				
⑩加盟条約	WIPO 1982/5/22	ベルヌ 2004/3/11	ブリュッセル	フィルム登録	マドリッド(原産地表示)
	ナイロビ(オリンピック)	パリ 2004/3/11	PLT 2013/8/3	レコード保護	ローマ
	シンガポール	TLT	ワシントン	WCT(著作権)	WPPT(演奏及びレコード)
	ブタペスト	ヘーグ ロンドンアクト ヘーグアクト ジュネーブアクト			リスボン
	マドリッド(標章)	マドプロ	PCT 2013/8/3	ロカルノ	ニース 2021/7/22
	ストラスブール	ウィーン	WTO 2005/12/11		

①国名	Kingdom of Saudi Arabia (SA) (サウジアラビア王国)					
⑪統計データ	出願件数		2017年	2018年	2019年	2020年
	特許	全数	3,191	3,399	3,651	3,568
		(内 外国出願)	2,282	2,321	2,463	2,274
		(内 日本から)	104	139	119	126
		(内 PCTルート)	2,325	2,464	2,691	2,451
	実用新案	全数				
		(内 外国出願)				
	意匠	全数	1,001	917	804	948
		(内 外国出願)	540	572	456	411
		(内 日本から)	114	83	48	30
	商標	全数	33,325	31,892	37,669	30,184
		(内 外国出願)	16,233	13,329	14,258	9,897
		(内 日本から)	1,051	653	851	542
	登録件数		2017年	2018年	2019年	2020年
	特許	全数	501	569	480	705
		(内 外国出願)	411	446	394	598
		(内 日本から)	26	33	23	33
		(内 PCTルート)	365	412	407	639
	実用新案	全数				
		(内 外国出願)				
意匠	全数	921	786	564	778	
	(内 外国出願)	585	507	369	416	
	(内 日本から)	132	90	33	40	
商標	全数			22,480	17,535	
	(内 外国出願)			12,270	8,591	
	(内 日本から)			757	477	
(出典): WIPO IP Statistics						

⑫ 組 織

<組織図> (1) General Directorate of Industrial Propertyは、King Abdul-Aziz city for Science and Technology (KACTS)の下部組織である。



(2) Trade Mark Sectionは、貿易産業省(Ministry of Commerce and Industry)の下部組織である。

①国名	Kingdom of Saudi Arabia (SA) (サウジアラビア王国)	
特許制度	②最新特許法の施行年月日	2004年 9月 6日施行 (2004年勅令第M/27号)
	③地理的効力の範囲	サウジアラビア国内のみ
	④他国制度との関係	湾岸協力会議(GCC)加盟国である。
	⑤出願人資格	発明者又は承継人(自然人、法人)
	⑥現地代理人の必要性及び代理人の資格	要。サウジアラビアに非居住の出願人は、サウジアラビア在住の公認の代理人を選任しなければならない。(特許法施行規則8(3)、同10(6))
	⑦出願言語	アラビア語。 (特許法施行規則8(1))
	⑧特許権の存続期間及び起算日	出願日から20ヘジラ年(*)。 (特許法第19条(a))
	⑨新規性の判断基準	内外国公知、内外国刊行物 (特許法第44条)
	⑩グレースピリオド	有。次のケースが規定されている。 (1) 出願人又はその前権利者に対する濫用行為による発明の開示。期間は、開示日から6月。 (2) 特許出願に先立つ1年の間又は工業意匠証明書出願の日に先立つ6月の間に、パリ同盟国の1における公認の国際博覧会での展示の結果としての発明の開示。 (特許法施行規則30(1))
	⑪非特許対象	(1) 商業利用がイスラム法に違反する発明。(特許法第4条(a)) (2) 商業利用が生命、人・動物、もしくは植物の健康に有害であるか、又は環境に相当程度に有害な発明。(特許法第4条(b)) (3) 植物、動物及び植物又は動物の生産に使用される、主に生物学的方法。微生物並びに非生物学的及び微生物学的方法を除く。 (4) 人間又は動物の体の外科的又は治療のための処置の方法、及びそれらに用いられる診断方法。これらの方法に用いられる製品を除く。 (5) 商業活動を行い、純粋な精神的活動を行い、又は遊戯を行うための計画、規則及び方法。 (6) 発見、科学的理論及び数学的方法 (特許法第45条)
	⑫実体審査の有無及び審査事項	有。方式審査後に実体審査料の支払いが告知され、この実体審査料を支払うと実体審査が行われる。(特許法第13条、規則35(3)、同36)
	⑬審査請求制度の有無	有。審査請求制度そのものではないが、方式審査後に実体審査料の支払いが告知され、この実体審査料を支払うと審査が行われる(特許法施行規則35)
	⑭優先審査制度・早期審査制度の有無	有。侵害が現にあるか、又は侵害が急迫している場合。 (規則41(2))
	⑮出願公開制度の有無	有。出願日から18月以内に公開される。 (特許法第11条)
	⑯異議申立制度の有無	有。登録公告日から90日以内。 (特許法第32条)
	⑰無効審判制度の有無	有。利害関係人は委員会(Committee)に無効を申立てることができる。 (特許法第32条、第33条)
	⑱実施義務	有。出願日から4年、又は登録日から3年の何れか遅い方までに実施が行なわれないときには、強制実施権の設定の対象となる。 (特許法第24条(a)(1))

①国名	Kingdom of Saudi Arabia (SA) (サウジアラビア王国)	
⑱費用 単位 SAR (サウジ・リヤル)		[出願から登録までに掛かる費用]
		出願料 800 SAR
		登録発行料 1,000 SAR
		[特許権維持に掛かる費用] (個人以外の料金)
		1年次 500 SAR 8年次 4,000 SAR 15年次 7,500 SAR
		2年次 1,000 SAR 9年次 4,500 SAR 16年次 8,000 SAR
		3年次 1,500 SAR 10年次 5,000 SAR 17年次 8,500 SAR
		4年次 2,000 SAR 11年次 5,500 SAR 18年次 9,000 SAR
		5年次 2,500 SAR 12年次 6,000 SAR 19年次 9,500 SAR
6年次 3,000 SAR 13年次 6,500 SAR 20年次 10,000 SAR		
7年次 3,500 SAR 14年次 7,000 SAR		
⑳料金減免措置の有無		有。出願料及び年金は、個人は法人に対して50%低減されている。 (特許法施行規則に付属する「手数料表」)
㉑PCTにおける国内料金減額措置の有無		無。
		(備考) *: ヘジラ年(又は太陰暦)は、太陽年より11ないし12日短い(即ち、太陽暦の365日(閏年には366日)に対して354日)。

①国名	Kingdom of Saudi Arabia (SA) (サウジアラビア王国)	
意匠制度	②最新意匠法の施行年月日	2004年 9月 6日施行 (2004年勅令第M/27号)
	③地理的効力の範囲	サウジアラビア国内のみ
	④他国制度との関係	無。
	⑤出願人資格	発明者又はその承継人(自然人、法人)
	⑥現地代理人の必要性及び代理人の資格	要。サウジアラビアに非居住の出願人は、サウジアラビア在住の公認の代理人を選任しなければならない。 (規則8(3), 同10(6))
	⑦出願言語	アラビア語。 (規則8(1))
	⑧意匠権の存続期間及び起算日	出願日から10ヘジラ年(*)。 (特許法第19条(d))
	⑨新規性判断の基準	内外国公知、内外国刊行物 (特許法第59条)
	⑩グレースピリオド*	有。次の2つのケースが規定されている。期間は、開示日から6月。 (1) 出願人又はその前権利者の意に反する意匠の開示 (2) 公認の国際博覧会における展示による開示 (規則30(1))
	⑪不登録対象	(1) 意匠の商業利用が、イスラム法に反する意匠(特許法第4条(a)) (2) 意匠の商業利用が、生命、人間、動物、環境等に有害であるか、又は環境に相当程度有害な意匠 (特許法第4条(b))
	⑫実体審査の有無	無。※方式について審査する。 (特許法第12条、第13条)
	⑬審査請求制度の有無	無。
	⑭優先審査制度・早期審査制度の有無	有。侵害が現にあるか、又は急迫している場合。 (規則41(2))
	⑮部分意匠制度の有無	無。
	⑯関連意匠制度の有無	無。
	⑰「組物」の意匠制度の有無	無。
	⑱意匠分類	国際分類(ロカルノ分類)を採用している。(ロカルノ条約には未加盟) (規則27(2))
	⑲出願公開制度の有無	無。
	⑳秘密意匠制度の有無	無。
	㉑異議申立制度の有無	無。
	㉒無効審判制度の有無	有。利害関係人は委員会(Committee)に無効を申立てることができる。 (特許法第32条、第33条)
	㉓登録表示義務	無。

①国名	Kingdom of Saudi Arabia (SA) (サウジアラビア王国)	
②④費用 単位 SAR (サウジ・リヤル)		[出願から登録までに掛かる費] (個人以外の料金)
		出願料 300 SAR
		登録及び発行料 350 SAR
		[意匠権の維持に掛かる費] (個人以外の料金)
		1年次 300 SAR 6年次 900 SAR
		2年次 300 SAR 7年次 1,200 SAR
		3年次 600 SAR 8年次 1,200 SAR
		4年次 600 SAR 9年次 1,500 SAR
		5年次 900 SAR 10年次 1,500 SAR
②⑤料金減免措置 の有無	有。出願料及び年金は、個人は法人に対して50%低減されている。 (特許法施行規則に付属する「手数料表」)	
	(備考)	
	*: ヘジラ年(又は太陰暦)は、太陽年より11ないし12日短い(即ち、太陽暦の365日(閏年には366日)に対して354日)。	

①国名	Kingdom of Saudi Arabia (SA) (サウジアラビア王国)	
商標制度	②最新商標法の施行年月日	2004年 9月 6日施行 (2002年勅令第M/21号(閣僚評議会決定第140号))
	③地理的効力の範囲	サウジアラビア国内のみ。
	④他国制度との関係	無。
	⑤商標法の保護対象	商品、サービス、団体商標 (商標法第1条、同第38条)
	⑥商標の種類	文字商標、記号商標、図形商標、結合商標、色彩商標 (商標法第1条)
	⑦出願人資格	標章の所有者又はその承継人(自然人、法人) (商標法第1条)
	⑧権利付与の原則	先願主義。 (商標法第8条)
	⑨本国登録要件	無。
	⑩現地代理人の必要性及び代理人の資格	要。サウジアラビアに非居住の出願人は、サウジアラビア在住の公認の代理人を選任しなければならない。 (商標法第5条)
	⑪出願言語	アラビア語。
	⑫商標権の存続期間及び起算日	出願日から10ヘジラ年(*)。10ヘジラ年ごとに更新できる。 (商標法第20条、第22条)
	⑬グレースピリット	有。博覧会における展示による開示の場合は、期間は開示日から6月。 (商標法第55条、規則32～34)
	⑭不登録対象	<ul style="list-style-type: none"> (1) 識別力のある特徴を欠く標章 (2) 製品若しくはサービスの性質についての記述と考えられるか、又は、製品若しくはサービスについて慣習的に与えられている普通の名称と考えられる標章 (3) 宗教上の慣習に反する、又は、純粹に宗教的性質を有する表象と同一若しくは類似の表現、標識又は図形 (4) 公の秩序若しくは道徳に反する表現、標識又は図形 (5) サウジアラビア王国若しくは同国と相互協定を締結している国、又は国際機関若しくは外国政府に属する記章、旗、標識若しくは名称及び前記記章、旗、標識、名称若しくは呼称を模倣したもの (6) 製品若しくはサービスに対する監督又は保証に関する、サウジアラビア王国又は外国政府又は国際機関の公式の標識若しくは印章、ただし当局の許可を得た場合はこの限りでない (7) 地理的名称。ただし、その使用により製品若しくはサービスの出所について混乱をもたらすおそれのある場合、又は出所若しくは原産地名称の不当な独占につながるおそれのある場合に限る (8) 他人の肖像若しくは名前。ただし、その他人又はその承継人の承諾を得た場合を除く (9) 名誉学位に関する記述 (10) 公衆を混同させるおそれがあり、又は製品若しくはサービスの出所若しくはその他の品質について虚偽の情報を含む記述、及び架空の商号又は模倣若しくは虚偽の商号を含む標章 (11) 国際的に有名な商標と同一又は類似の標章。サウジアラビアで登録されていない場合を含む (12) 管轄官庁によって通商の禁止されている国の者(自然人若しくは法人)が所有する商標又はその国の所有する商標 (13) 同一若しくは類似の製品又はサービスについての、第三者による先登録又は先願に係る商標と同一若しくは類似の商標 (14) 登録した場合、ある製品若しくはサービスの価値を損なうおそれのある標章 (商標法第2条)
	⑮防護標章制度の有無	無。

①国名	Kingdom of Saudi Arabia (SA) (サウジアラビア王国)	
⑩周知商標制度の有無		有。同一又は類似の商品又はサービスに関連して登録されていない周知の商標と同一又は類似の商標、及び同一でなく又は類似していない商品又はサービスに関連して登録されている周知の商標と同一又は類似の商標は、その使用が当該周知商標の所有者に害を及ぼす場合には保護される。(商標法第2条(i))
⑪一出願多区分制度の有無		無。 (商標法第6条)
⑫実体審査の有無及び審査事項		有。 (商標法第10条、同法第11条)
⑬審査請求制度の有無		無。
⑭優先審査制度・早期審査制度の有無		無。
⑮出願公開制度の有無		無。
⑯異議申立制度の有無		有。利害関係人は公告日から90日以内に異議申立を行なうことができる。 (商標法第15条)
⑰無効審判制度の有無		有。 (商標法第25条、規則25)
⑱不使用取消制度の有無		有。継続して5年以上の不使用は、不使用取消の対象となる。 (商標法第25条(q))
⑲商標分類		国際分類(ニース分類、第9版)を採用している。(ニース協定には未加盟) (規則1)
⑳図形要素の分類		無。
㉑譲渡要件		無。商標権は営業の譲渡とは関係なく譲渡できる。 (商標法第33条)
㉒費用 単位 SAR (サウジ・リヤル)		[出願から登録までに掛かる費用] 出願料 (情報が得られませんでした) [商標権の維持に掛かる費用] 存続期間の更新料
㉓料金減免措置の有無		(情報が得られませんでした)
		(備考) *: ヘジラ年(又は太陰暦)は、太陽年より11ないし12日短い(即ち、太陽暦の365日(閏年には366日)に対して354日)。サウジアラビアにおける商標登録期間の実際の存続期間は、太陽暦で計算すると約9年8月である。